NPOとの対話・連携・協働について

内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども家庭庁の検討経緯①

令和3年

〇6月18日　「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太方針）**閣議決定**

　子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、**こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手**する。

〇7月7日　行政組織の創設を検討するため、関係府省庁の職員からなる「こども政策の推進に係る作業部会」を設置するとともに内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」を設置

こども家庭庁の検討経緯②

令和3年

〇9月16日　子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うめ、**「こども政策の推進に係る有識者会議」**を開催

〇11月29日　**「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ**

〇12月2日　「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ

〇12月21日　**「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定**
内閣官房に**「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置**

令和4年

〇２月25日　**「こども家庭庁設置法案」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」閣議決定・国会提出**

〇４月４日　**「こども基本法案」国会提出**

〇６月15日　**「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立**

〇6月17日　**こども家庭庁設立準備室を設置**（こども家庭庁設置法案等準備室を改組）

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント
～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

〇常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
〇そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのＳＯＳ。保護者自身にも支援が必要。
◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

◆ 地域における関係機関やＮＰＯ等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
◆ ＳＮＳを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、ＰＤＣＡサイクル（評価・改善）

◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③ＮＰＯをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

ＮＰＯ等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の３部門。
◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
  - こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、ＳＮＳを活用した意見聴取等の検討
  - こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
  - こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
  - こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
  - 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
  - 幼稚園・保育所・認定こども園（「３施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
  - ３施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
  - 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
  - 児童手当の支給
- こどもの安全（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(ＣＤＲ)等）

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
  - 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
  - 児童虐待防止対策の強化
  - いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- 社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援

スケジュール

◆ 令和５年度のできる限り早い時期に創設。
◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）

○内閣府の外局として設置
○令和5年4月1日設立
○内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
（移管する定員を大幅に上回る体制を目指す）

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官（政策調整）】
・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
・児童虐待防止対策【厚生労働省】
・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
○ 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
○ こどもや子育て当事者、現場（地方自治体、支援を行う民間団体等）の意見を政策立案に反映する仕組みの導入（これらを踏まえた各府省所管事務への関与）

各府省から移管される事務

＜内閣府＞
○政策統括官（政策調整担当）が所掌する**子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策**に関する事務
○**子ども・子育て本部**が所掌する事務
＜文部科学省＞
○総合教育政策局が所掌する**災害共済給付**に関する事務
＜厚生労働省＞
○**子ども家庭局**が所掌する事務（婦人保護事業を除く。）
○障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備　等

※CDR ：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省
○教育の振興
○学校教育の振興
（制度、教育課程、免許、財政支援など）
○幼児教育の振興
○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省
○医療の普及及び向上
○労働者の働く環境の整備

その他の府省

こども政策の推進に係る有識者会議　報告書【概要】

Ⅰ．はじめに（こどもと家庭を取り巻く現状）

〇少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。

〇児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

Ⅱ．今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

Ⅲ．今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

〇こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。

〇政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。

1．結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

〇若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消

〇子育てや教育に関する経済的負担の軽減

〇妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実

〇産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援

〇地域子育て支援

〇家庭教育支援

〇妊産婦やこどもの医療

〇女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

2．全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

〇就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

〇全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実

〇多様な体験活動の機会づくり

〇居場所づくり

〇こどもの安全を確保するための環境整備

〇思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援

〇自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

〇こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破

〇こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

Ⅲ．今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策（続き）

3．成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

〇児童虐待防止対策の更なる強化
〇社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
〇社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
〇こどもの貧困対策
〇ヤングケアラー対策
〇ひとり親家庭への支援
〇障害児支援の充実
〇いじめ・不登校対策
〇自殺対策
〇非行少年の立ち直り支援

4．政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

〇児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
〇必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリー チ型・伴走型の支援
〇関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
〇こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
〇こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
〇安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

Ⅳ．政策の立案・実施・評価におけるプロセス

〇こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
〇地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

〇地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
〇こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上での、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書

令和３年11月29日

４政策を進めるにあたって共通の基盤となるもの

Ⅳ.政策の立案・実施・評価におけるプロセス

（NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働）

○　全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者子育て家庭に対する様々な支援を活動を行っているNPOをはじめとする民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化し、積極的な対話・連携・協働を図っていくことが求められる。また、民間団体等の活動実践を通じて把握されたニーズやノウハウを踏まえ、政策立案につなげていくことが重要であり、こども政策を担う国の組織への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提案とも積極的に受けていくなど国における必要な体制を確保することが必要である。

【参考】こども政策の推進に係る有識者会議について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和３年６月18日閣議決定）に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

＜構成員・臨時構成員＞

◎:座長
○:座長代理

［構成員］

秋田喜代美	学習院大学教授
荒瀬　克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
○古賀　正義	中央大学大学院教授
佐藤　博樹	中央大学大学院教授
◎清家　　篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問
宮本みち子	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授

［臨時構成員］

青木康太朗	國學院大學准教授、 独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
川瀬　信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう代表
理事 菅野　祐太	認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官
北川　聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井　彩乃	Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表
谷口　仁史	認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
辻　由起子	大阪府子ども家庭サポーター、社会福祉士
土肥　潤也	NPO法人わかもののまち事務局長
中島かおり	NPO法人ピッコラーレ代表理事
中室　牧子	慶應義塾大学教授
堀江　敦子	スリール株式会社代表取締役
前田　晃平	認定NPO法人フローレンス代表室長 NPO
松田　妙子	法人せたがや子育てネット代表理事 子
山口　有紗	どもの虐待防止センター、 小児科専門医、子どものこころ専門医
山口慎太郎	東京大学大学院教授
吉村　隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
李　　炯植	NPO法人Learning for All 代表理事
渡邉　正樹	東京学芸大学教職大学院教授

＜開催経過＞

○第１回　令和３年９月16日(木)
- 構成員報告
- 臨時構成員プレゼン・意見交換

○第２回　令和３年10月18日(月)
- 臨時構成員プレゼン・意見交換

○第３回　令和３年11月８日(月)
- 臨時構成員プレゼン・意見交換

○第４回　令和３年11月10日(水)
- 清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
- 臨時構成員プレゼン・意見交換
- 取りまとめに向けた議論

○第５回　令和３年11月19日(金)
- 取りまとめに向けた議論

※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施（７月～11月）し、その概要を第２回・第３回有識者会議に報告
※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施（10月～11月）し、その概要を第４回有識者会議に報告

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

令和３年12月21日閣議決定

３こども家庭庁の設置とその機能

（２）こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の基本姿勢

③　NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

　こどもや若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているNPOをはじめとする様々な民間団体や、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていく。

　こども家庭庁への民間人の登用や出向を積極的に行うとともに、民間団体等からの政策提案を積極的に取り入れていく。

第208回国会　参議院　本会議　第23号　令和4年5月18日

○内閣総理大臣（岸田文雄君）
　こども家庭庁の設置に関する決意についてお尋ねがありました。
　これからの子供政策の推進に当たっては、子供の視点に立って、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見表明と自己決定を年齢や発達段階に応じて尊重し、子供の最善の利益を第一に考えて自立を支援するとともに、家庭における子育てニーズに応じて柔軟に支えていくことが重要であると考えます。
　このため、こども家庭庁を創設し、強い司令塔機能を持って、全ての子供に対して必要な支援等が抜け落ちることがないよう、子供や子育て世代の視点に立った子供政策を総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現してまいります。
　このこども家庭庁の下、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供をめぐる様々な課題に、一元的に、中長期的な視点を持って取り組んでまいります。
　そして、こども家庭庁の人事戦略と地方展開の展望についてお尋ねがありました。
　今後、こども家庭庁の下、各地の子供政策の具体の実施は、地方自治体やＮＰＯなどの現場を中心に担われており、こども家庭庁においては、地方自治体との連携強化やＮＰＯなどとの積極的な対話、連携、協働を進めることとしております。こうした連携強化や協働を進めるに当たっては、自治体との人事交流の推進や民間人材の登用を積極的に行うなど、こども家庭庁に外部人材を迎え入れ、これらの人材に政策立案に関わってもらうことにより、その経験や視点を生かしていきたいと考えています。
現場の視点も取り入れつつ、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいりますが、その体制等については、多様性や現場感覚と行政の専門性を兼ね備えた責任ある組織、人事構成、そして地方自治体との連携等を目指してまいります。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
① 大綱の案を作成
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
検討：国は、施行後５年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条、第14条）

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

４　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆ こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要です。

◆ 第13条において、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されています。また、第14条において、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について定められています。